

通所介護(一般型)

サービス内容略称	単 位(円)	備 考
通所介護Ⅱ3 1	656	1回につき(要介護1)
通所介護Ⅱ3 2	775	1回につき(要介護2)
通所介護Ⅱ3 3	898	1回につき(要介護3)
通所介護Ⅱ3 4	1021	1回につき(要介護4)
通所介護Ⅱ3 5	1144	1回につき(要介護5)
入浴介助加算	50	1日につき(入浴介助を行った場合)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	46	1日につき(専従の機能訓練指導員等が他職種と共同して、利用者ごとに居宅を訪問して個別機能訓練計画を作成し、利用者の身体機能の回復に資することを目的として、複数の項目が設定されたなかで小グループで実施した場合)※その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅に訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行う。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	56	1日につき(専従の理学療法士等が他職種と共同して、利用者ごとに居宅を訪問して個別機能訓練計画を作成し、利用者の生活機能の維持向上に資することを目的として、理学療法士等の直接指導のもと複数の項目が設定されたなかで小グループで実施した場合)※その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅に訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行う。
若年性認知症利用者受入加算	60	1日につき(若年性認知症の利用者を対象に高齢者とはサービス提供単位を区分して利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算)
栄養改善加算	150	1回につき(管理栄養士が看護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合)月2回、原則3ヶ月
口腔機能向上加算	150	1回につき(看護師等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合)月2回、原則3ヶ月
延長加算	1時間延長ごとに +50単位	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位
中重度者ケア体制加算	45	1日につき(前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上である場合)
認知症加算	60	1日につき(前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上である場合)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	1日につき(介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている場合)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数	介護職員の改善等を実施しているものとして指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合に加算
送迎時における居宅内介助等の評価		送迎時に実施した居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)は通所介護の所要時間に含める。
送迎を実施していない場合の減算	▲47/片道	送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象となる。